

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

平成十一年六月八日

鳥取県知事 片 山 善 博

目 次

- ◇ 告 示 飼料の試験の結果の概要(畜産課)
建築基準法に基づく公開による意見の聴取(建築課)
建築計画概要書の閲覧場所()
建築計画概要書の閲覧に関する規程の一部改正()
鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)
- ◇ 告 示 狩猟免許試験の実施(森林保全課)
狩猟免許の更新に関する適性検査等の実施()
随意契約の相手方の決定(職員課)
随意契約の相手方の決定(二件)(企画課)
随意契約の相手方の決定(二件)(病院局総務課)

告 示

鳥取県告示第三百九十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、平成十一年五月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

製造事業場の所在地及び名称	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試験の結果の概要							備 考
				粗たん 白質(%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム(%)	リン (%)	水 分 (%)	
境港市 松景精麦株式会社山陰工場	境港市外江町3743-8 松景精麦株式会社山陰工場	肉牛用16号	平成11 年5月	7.5	4.0	1.9	1.4	0.01	0.26	14.4	
		肉牛用5号	平成11 年5月	8.4	4.3	3.6	2.0	0.15	0.30	13.2	
		肉牛用11号	平成11 年5月	7.7	4.1	2.5	1.5	0.02	0.29	14.0	
山口県下関市 林兼産業株式会社飼料事業本 部	境港市竹内団地57 株式会社ミノ口境港支店	まるは印配合飼料 エールマツシユ	平成11 年5月	18.4	5.1	3.1	11.1	3.60	0.55	12.5	
岡山県倉敷市 日本農産工業株式会社水島工 場	西伯郡名和町大字名和990 島根米穀株式会社 宍道営業所 名和運送有限会社倉庫	ノーサン印二種混合飼料(荒 割)	平成11 年4月	9.5			2.0			14.4	
		日清印 肉牛用配合飼料 黒毛後期	平成11 年4月	12.4	3.8	3.8	4.4	0.64	0.49	13.5	
		日清印 子牛用人工乳 ニューカーフスター	平成11 年4月	18.6	3.8	3.3	5.7	0.88	0.49	13.3	
岡山県倉敷市 西日本飼料株式会社		日清印 肉牛用配合飼料 すこぶる育成	平成11 年4月	16.0	3.6	4.8	5.6	0.75	0.64	12.7	

注 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

鳥取県告示第三百九十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第十三項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第十四項の規定により告示する。

平成十一年六月八日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 意見の聴取の日時及び場所

平成十一年六月十七日（木）午後七時から

倉吉市福吉町一四〇〇

倉吉福祉会館会議室

二 事案の内容

建築基準法第四十八条第五項ただし書の規定により次の建築物の建築の許可をしようとするものである。

1 申請者

倉吉市福吉町一三八一四

馬田国男

2 建築物の位置

倉吉市福吉町一四一九一、一四一九一三、一四一九一六及び一四一九一〇

3 建築物の用途

店舗作業場（ドライクリーニング）併用住宅

4 工事種別

新築

5 建築物の構造

木造二階建（一部コンクリートブロック造平屋建）

6 建築物の面積

建築面積 一〇・九六平方メートル

延べ面積 二〇三・一三平方メートル

鳥取県告示第三百九十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の七第四項の規定に基づき、同条第一項及び第二項の書類の閲覧の場所を次のとおり定めたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年十一月鳥取県告示第九百九十六号（建築計画概要書の閲覧場所について）は、平成十一年六月七日限り廃止する。

平成十一年六月八日

鳥取県知事 片 山 善 博

閲覧の場所

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県鳥取土木事務所建築住宅課

倉吉市東蔵城町二

鳥取県倉吉土木事務所建築住宅課

米子市糺町一丁目一六〇

鳥取県米子土木事務所建築住宅課

書類の区分

岩美郡、八頭郡及び気高郡内に建築しようとする建築物に係る書類

倉吉市及び東伯郡内に建築しようとする建築物に係る書類

境港市、西伯郡及び日野郡内に建築しようとする建築物に係る書類

鳥取県告示第三百九十五号

建築計画概要書の閲覧に関する規程（昭和五十年十一月鳥取県告示第九百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成十一年六月八日

鳥取県知事 片 山 善 博

題名中「建築計画概要書」を「建築計画概要書等」に改める。

第一条中「第十一条の七第三項」を「第十一条の七第四項」に、「建築計画概要書」を「同条第一項及び第二項の書類」に改める。

附 則

この告示は、平成十一年六月八日から施行する。

鳥取県告示第三百九十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成十一年七月十一日から施行する。

平成十一年六月八日

鳥取県知事 片 山 善 博

第一号の表中

岡山支店	岡山市表町一丁目
岡山駅西口支店	岡山市駅元町

を

岡山支店	岡山
------	----

に、

津山支店	津山市大手町
津山北支店	津山市北園町

を

津山支店

津山市大手町

に改める。

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成11年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第6条各号のいずれにも該当しないもの

2 実施期日等

実施期日	時間	場 所
平成11年8月3日(火)	午前9時30分から	倉吉市東城町2 鳥取県中部総合事務所 第3会議室(ほか)
平成11年8月17日(火)	午前9時30分から	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 第2会議室(ほか)
平成11年9月14日(火)	午前9時30分から	鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館 第2会議室(ほか)

(注) 受験申込みの時に受験希望月日を申し出ること。

3 試験科目

(1) 適正試験（視力、聴力及び運動能力）

- (2) 知識試験 (鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識)
- (3) 技能試験 (猟具の取扱い、距離の日測及び鳥獣の判別)

4 受験申込方法
所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものの1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、法第6条第2号又は第3号に該当しないことについての医師の診断書

5 申込期限
受験しようとする日の7日前まで

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許手数料 5,300円(法第7条第3項後段の規定により狩猟免許試験の一部免除の対象となる者にあつては、3,900円)

(2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他
詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課(電話0857-26-7306)又は各地方農林振興局林業振興課にお問い合わせすること。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号。以下「法」という。)第7条ノ4に規定する狩猟免許の更新に関する適正検査及び講習を次のとおり実施する。

平成11年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

(1) 鳥取地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成11年7月21日(水)	午前9時から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂	鳥取市、岩美郡又は気高郡に住所を有する者

(2) 八頭地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成11年7月28日(水)	午前9時から	八頭郡那家町大字那家100 鳥取県八頭総合事務所第1会議室	八頭郡に住所を有する者

(3) 倉吉地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成11年8月19日(木)	午前9時から	倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所第3会議室	倉吉市又は東伯郡に住所を有する者

(4) 米子地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成11年7月29日(木)	午前9時から	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 講堂	米子市、境港市又は西伯郡に住所を有する者

(5) 日野地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成11年7月16日(金)	午前9時から	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所 大会議室	日野郡に住所を有する者

3 講習

(1) 科目

ア 鳥獣保護及び狩猟に関する法令

イ 鳥獣の判別

ウ 猟具の取扱い

(2) 時間

3時間

4 適性検査

講習終了後、狩猟に関する適正を審査するため、次の事項につき適正検査を行う。

(1) 視力

(2) 聴力

(3) 運転能力

5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、住所を管轄する地方農林

振興局長に提出すること。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものの1枚

(2) 銃刃刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、法第6条第2号又は第3号に該当しないことについての医師の診断書

6 申込期間

鳥取地方農林振興局管内 平成11年7月14日(木)まで

八頭地方農林振興局管内 平成11年7月21日(木)まで

倉吉地方農林振興局管内 平成11年8月12日(木)まで

米子地方農林振興局管内 平成11年7月22日(木)まで

日野地方農林振興局管内 平成11年7月9日(金)まで

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許更新手数料 2,900円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課(電話0857-26-7306)又は各地方農林振興局林業振興課に問い合わせること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の

特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成11年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- (1) 調達件名及び数量 電子計算組織による給与事務処理等 一式
- (2) 契約 約 方 式 随意契約
- (3) 契約 約 日 平成11年4月1日
- (4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- (5) 契 約 価 格 48,364,575円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当
- (7) 契約事務担当部局の 鳥取県総務部職員課
名 称 及 び 所 在 地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成11年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- (1) 調達件名及び数量 庁内LANシステムに係る設備の賃貸借 一式
- (2) 契 約 方 式 随意契約
- (3) 契 約 日 平成11年4月1日

(4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220

(5) 契 約 価 格 97,957,884円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
(6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

(7) 契約事務担当部局の 鳥取県企画部企画課
名 称 及 び 所 在 地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成11年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- (1) 調達件名及び数量 庁内LANシステムの管理運営等業務 一式
- (2) 契 約 方 式 随意契約
- (3) 契 約 日 平成11年4月1日
- (4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- (5) 契 約 価 格 85,002,002円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- (7) 契約事務担当部局の 鳥取県企画部企画課
名 称 及 び 所 在 地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成11年6月8日

鳥取県営病院事業管理者職務代理人

鳥取県病院局長 臼 井 宏 昌

- (1) 調達件名及び数量 医療費請求等計算業務 一式
- (2) 契約 方 式 随意契約
- (3) 契 約 日 平成11年4月1日
- (4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- (5) 契 約 価 格 147,938,490円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- (7) 契約事務担当部局の 鳥取県立中央病院事務部医事課
名 称 及 び 所 在 地 鳥取市江津730

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成11年6月8日

鳥取県営病院事業管理者職務代理人

鳥取県病院局長 臼 井 宏 昌

- (1) 調達件名及び数量 総合医療情報システムの管理運営業務 一式
- (2) 契 約 方 式 随意契約
- (3) 契 約 日 平成11年4月1日
- (4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- (5) 契 約 価 格 112,098,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- (7) 契約事務担当部局の 鳥取県立中央厚生病院事務部管財課
名 称 及 び 所 在 地 倉吉市東昭和町150